

(参考)これまでのホーム上の視覚障害者誘導用ブロックの敷設ルール

新たに視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合にも、これまでの敷設ルールとの整合性がないと、視覚障害当事者が困惑をし、誤認識をして事故につながるという危険がある。

ここでは、現行の「バリアフリー整備ガイドライン」よりこれまでのルールについて整理した。

◎発着する全ての鉄軌道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）においては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設ける。

◎上記以外のプラットホームにおいては、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設ける。

ホームドア・可動式ホーム柵

○ホームドアや可動式ホーム柵の開閉が行われる各開口部の全幅にわたって、奥行き 60 cm程度の点状ブロックを敷設する。ドアの戸袋等の各固定部からの離隔を設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても 30 cm以下とする。

○可動式ホーム柵は、柵から身を乗り出した場合及びスキー板、釣り竿等長いものを立てかけた場合の接触防止の観点から、柵の固定部のホーム内側の端部から車両限界までの離隔は 40cm 程度を基本とする。

固定式ホーム柵

○固定式ホーム柵から身を乗り出した場合及びスキー板、釣り竿等長いものを立てかけた場合の接触防止の観点から、ホーム内側の端部から車両限界までの離隔は 40cm 程度を基本とする。なお、固定式ホーム柵とは、列車の乗降が行われる各ドア位置に合わせて開口部を設けた柵のことをいう。

○あわせて、各開口部の全幅にわたって、奥行き 60cm 程度の点状ブロックに内方線が付いた形状となるようホーム縁端警告ブロックを敷設する。各固定部からの離隔は設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても 30 cm以下とする。

ホーム縁端警告ブロック

○ホーム縁端警告ブロックは、プラットホームの線路側の縁端部を警告するために敷設するものであり、プラットホーム上における、これ以外の場所には敷設しない。

○プラットホームの線路側の縁端からの離隔は 80～100cm 程度とし、線路に並行して連続的に敷設する。

○プラットホームの内側であることを認識できるよう、点状視覚障害者誘導用ブロックの内側に内方線が位置するものとし、JIS T9251 に合わせたものを基本とする。

○特に、ホームドア又は可動式ホーム柵が設置されていないプラットホームにおいて敷設する。

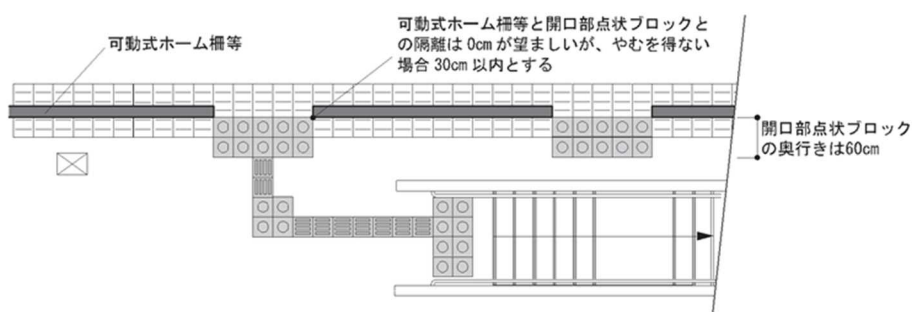
○プラットホーム上の柱などの構造物と干渉しないよう配慮して敷設する。やむを得ずホーム縁端警告視覚障害者誘導用ブロックがホーム縁端付近の柱などの構造物と干渉する場合であっても、構造物を迂回して敷設するのではなく、連続して敷設し、干渉部分を切り取ることにする。ただし、ホーム縁端警告視覚障害者誘導用ブロックと構造物との間に隙間を設けずに敷設する。

○島式ホームにおいては、向かい合うホーム縁端警告視覚障害者誘導用ブロックの内方線の中心と中心との距離を 60cm 以上確保することを原則とする。ただし、プラットホームの幅員が確保できず、やむを得ない場合は、40cm 以上確保する。なお、40cm 以上確保できない場合は点状視覚障害者誘導用ブロックのみとし、内方線は敷設しない。

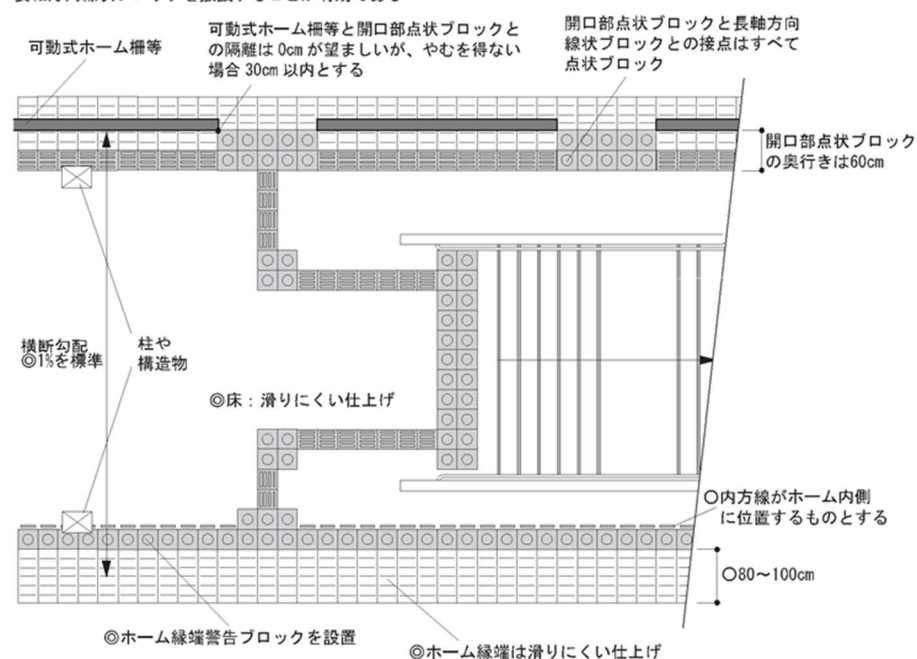
参考 2-2-19：可動式ホーム柵・ホームドアがある場合の開口部のブロック敷設の例

＜国土交通省調査結果＞

- ・可動式ホーム柵・ホームドア（以下、この項において「可動式ホーム柵等」という）がある場合の開口部点状ブロックについては被験者全員が必要であるとの回答を得た。また安全面と開口部の検出容易性のいずれの観点においても開口部点状ブロックの奥行きは60cmが好ましいとの回答を得た。
- ・長軸方向線状ブロックについては約60％の被験者が必要であると回答を得た。また、長軸方向線状ブロックを敷設する場合の可動式ホーム柵等からの隔離は60cmが好ましいとの回答を得た。
- ・開口部点状ブロックと長軸方向線状ブロックの接合部はすべて点状ブロックを敷設するパターンが好ましいとの回答を得た。

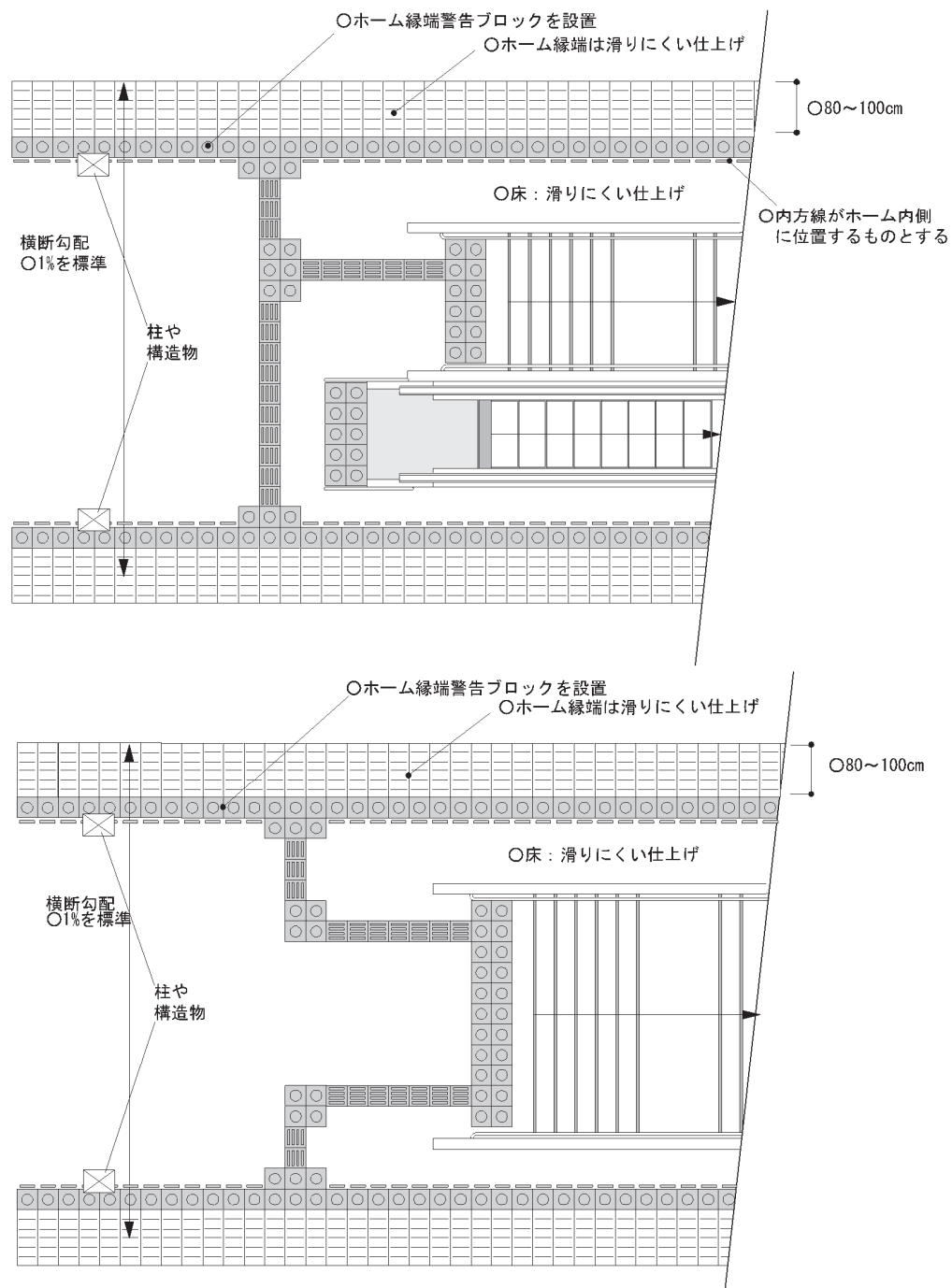


視覚障害者の利便性を考慮し、幅員が確保され構造上支障がない場合には、長軸方向線状ブロックを敷設することが有効である



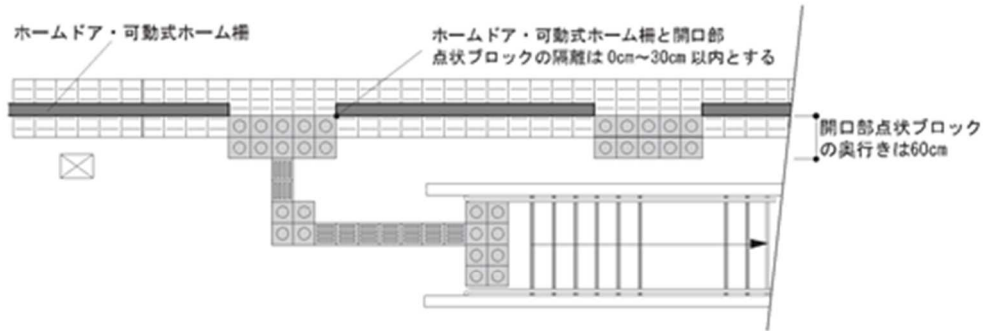
出所：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインーバリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」平成25年6月

参考 3-1-3：プラットホームの例

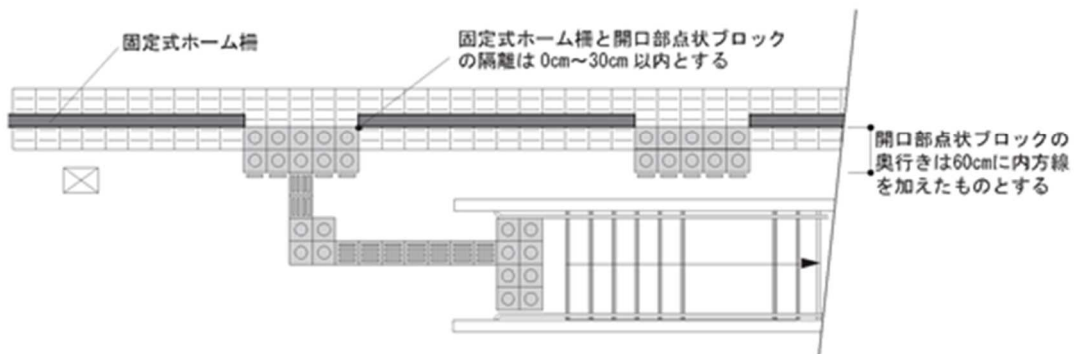


出所：「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインーバリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」平成 25 年 6 月

＜ホームドア・可動式ホーム柵の場合の開口部の敷設例＞



＜固定式ホーム柵の場合の開口部の敷設例＞



(参考 2-2-19 も合わせて参照)

出所:「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン―バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編」平成 25 年 6 月